

国立大学法人大阪大学非常勤職員(短時間勤務職員)時間給表

別表第1 一般職時間給表

ア 一般職時間給表(一)

この時間給表は、事務補佐員、事務補佐員S、技術補佐員及び技術補佐員Sに適用する。ただし、茨城県那珂郡東海村、大阪府大阪市、同吹田市、同豊中市、同茨木市、同枚方市及び同箕面市以外に所在する本学施設の勤務者の時間給は、( )内に定める額とする。なお、その職務の特殊性にかんがみ時間給を調整する必要のある職の範囲については、別に定める。

ランク	レベル	時間給(円)	時間給(調整1)(円)
A	1	3,376 (3,088)	3,443
A	2	2,816 (2,579)	2,875
A	3	2,248 (2,060)	2,306
B	1	1,830 (1,678)	1,874
B	2	1,611 (1,482)	1,646
B	3	1,430 (1,315)	1,464
C	1	1,299 (1,199)	1,334
C	2	1,215 (1,118)	1,248
C	3	1,127 (1,040)	1,162

イ 一般職時間給表(二)

この時間給表は、技能補佐員、技能補佐員S及び用務補佐員に適用する。ただし、茨城県那珂郡東海村、大阪府大阪市、同吹田市、同豊中市、同茨木市、同枚方市及び同箕面市以外に所在する本学施設の勤務者の時間給は、( )内に定める額とする。なお、その職務の特殊性にかんがみ時間給を調整する必要のある職の範囲については、別に定める。

ランク	レベル	時間給(円)	時間給(調整1)(円)	時間給(調整2)(円)	時間給(調整3)(円)
A	1	2,105 (1,931)	2,157	2,207	2,260
A	2	1,896 (1,742)	1,948	1,998	2,051
A	3	1,699 (1,560)	1,739	1,779	1,823
B	1	1,489 (1,368)	1,529	1,568	1,611
B	2	1,299 (1,200)	1,338	1,375	1,416
B	3	1,118 (1,032)	1,155	1,195	1,231
C	1	1,023			
C	2	1,023			

別表第2 医療職時間給表

ア 医療職時間給表(A)

この時間給表は、医療技術補佐員及び医療技術補佐員Sに適用する。なお、その職務の特殊性にかんがみ時間給を調整する必要のある職の範囲については、別に定める。

ランク	レベル	時間給(円)	時間給(調整1)(円)	時間給(調整2)(円)
A	1	3,323	3,390	3,456
A	2	2,951	3,018	3,085
A	3	2,666	2,723	2,776
B	1	2,406	2,464	2,519
B	2	2,205	2,262	2,317
B	3	2,010	2,068	2,121
C	1	1,886	1,943	1,995
C	2	1,776	1,822	1,862
C	3	1,639	1,679	1,722

イ 医療職時間給表(B)

この時間給表は、看護技術補佐員及び看護技術補佐員Sに適用する。なお、その職務の特殊性にかんがみ時間給を調整する必要のある職の範囲については、別に定める。

ランク	レベル	時間給(円)	時間給(調整1)(円)	時間給(調整2)(円)
A	1	2,675	2,743	2,812
A	2	2,463	2,530	2,598
A	3	2,255	2,322	2,391
B	1	2,083	2,152	2,219
B	2	1,898	1,954	2,008
C	1	1,756	1,808	1,859
C	2	1,645	1,692	1,740

別表第3 教育職時間給表

ア 教育職時間給表(一)

この時間給表は、教務補佐員及び教務補佐員Sに適用する。ただし、茨城県那珂郡東海村、大阪府大阪市、同吹田市、同豊中市、同茨木市、同枚方市及び同箕面市以外に所在する本学施設の勤務者の時間給は、( )内に定める額とする。なお、その職務の特殊性にかんがみ時間給を調整する必要のある職の範囲については、別に定める。

ランク	レベル	時間給(円)	時間給(調整1)(円)
A	1	2,183 (2,001)	2,248 (2,061)
A	2	1,967 (1,803)	2,031 (1,862)
A	3	1,766 (1,623)	1,831 (1,679)
B	1	1,616 (1,484)	1,677 (1,542)
B	2	1,464 (1,346)	1,528 (1,405)
B	3	1,312 (1,209)	1,376 (1,266)

長期勤続者に対して特例として適用することのできる時間給表

別表第1A 一般職時間給表

ア 削除

イ 一般職時間給表(二)

この時間給表は、技能補佐員及び用務補佐員に適用する。ただし、茨城県那珂郡東海村、大阪府大阪市、同吹田市、同豊中市、同茨木市、同枚方市及び同箕面市以外に所在する本学施設の勤務者の時間給は、( )内に定める額とする。なお、その職務の特殊性にかんがみ時間給を調整する必要のある職の範囲については、別に定める。

ランク	レベル	時間給(円)	時間給(調整1)(円)	時間給(調整2)(円)	時間給(調整3)(円)
A	1	2,210 (2,028)	2,265	2,317	2,373
A	2	1,991 (1,829)	2,045	2,098	2,154
A	3	1,784 (1,638)	1,826	1,868	1,914
B	1	1,563 (1,436)	1,605	1,646	1,692
B	2	1,364 (1,260)	1,405	1,444	1,487
B	3	1,174 (1,084)	1,213	1,255	1,293

別表第2A 削除

別表第3A 教育職時間給表

ア 教育職時間給表(一)

この時間給表は、教務補佐員及び教務補佐員Sに適用する。ただし、茨城県那珂郡東海村、大阪府大阪市、同吹田市、同豊中市、同茨木市、同枚方市及び同箕面市以外に所在する本学施設の勤務者の時間給は、( )内に定める額とする。なお、その職務の特殊性にかんがみ時間給を調整する必要のある職の範囲については、別に定める。

ランク	レベル	時間給(円)	時間給(調整1)(円)
A	1	2,292 (2,101)	2,360 (2,164)
A	2	2,065 (1,893)	2,133 (1,955)
A	3	1,854 (1,704)	1,923 (1,763)
B	1	1,697 (1,558)	1,761 (1,619)
B	2	1,537 (1,413)	1,604 (1,475)
B	3	1,378 (1,269)	1,445 (1,329)